



ブラジル・中南米査証ニュース (2020年7月)

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から当分の間、平日「10:00より16:00まで」営業時間を短縮しご対応させていただきます。ご不便をお掛け致しますがご理解を賜りますようお願い申し上げます。

★★ 在東京ブラジル総領事館の休館日 ★★



今月 (来月)	7月23、24日 (8月10日)
査証所要日数	原則2日(都度ご確認願います)

★★ 査証ミニ情報 ★★

<ブラジル>

●6月30日より入国制限が一部緩和されました！

日本国籍者はビジネス目的に限り無査証での入国が可能です。(90日以内の短期滞在限定)

また、新規に居住査証を取得された方についても入国が可能です。

飛行機搭乗時にPCR検査の陰性証明書の提示が必須です。(PCR検査証明書の詳細についてはご利用になる航空会社にお問い合わせ下さい。)

但し、入国できる空港は下記の4つ空港に限定されています。

1. グアルーリョス国際空港(サンパウロ州グアルーリョス市)
2. トン・ジョビン(ガレオン)国際空港(リオデジャネイロ州リオデジャネイロ市)
3. ヴィラコポス国際空港(サンパウロ州カンピーナス市所在)
4. ブラジリア国際空港(連邦直轄区ブラジリア所在)

●7月1日よりブラジル司法省の居住許可発給が再開されました！

現在ブラジル司法省に許可申請中の方は、順次許可発給が行われるかと存じます。

なお、以上の情報については日々アップデートされる場合がございますので、詳細につきましては随時弊社までお問い合わせください。

★★★ **ブラジル・中南米各国の査証に関するお問い合わせは** ・ ・ ★★★

株式会社 リベルコン・ジャパン

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-15 第2中田ビル 5F TEL (03) 6230-3999

担当 掛山・佐賀